



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 4 日 (金)
第 8 2 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による医療機関の指定 (107) (福祉保健課) 2 |
| | 生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (108) (〃) 2 |
| | 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (109) (〃) 2 |
| | 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (110) (障がい福祉課) 2 |
| | 保安林の指定の解除予定 (111) (森林・林業総室) 3 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (112) (治山砂防課) 3 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (113) (中部総合事務所福祉保健局) 4 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (114) (西部総合事務所福祉保健局) 4 |
| ◇ 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (4) 4 |

告 示

鳥取県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|----------------|-------------|
| イヌイ薬局トスク吉方店 | 鳥取市吉方温泉四丁目603 | 平成22年11月19日 |
| 明石歯科 | 西伯郡大山町御来屋133-7 | 平成23年1月24日 |

鳥取県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|----------------|-------------|
| イヌイ薬局トスク吉方店 | 鳥取市吉方温泉四丁目603 | 平成22年11月12日 |
| 明石歯科診療所 | 西伯郡大山町御来屋133-4 | 平成23年1月12日 |

鳥取県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------------|------------------|-----------|
| 医療法人社団広田歯科医院 | 鳥取市湖山町南二丁目147-20 | 平成23年3月1日 |

鳥取県告示第110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 設置者の名称及び所在地 | 指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所 | 辞退年月日 | 施設障害福祉サービスの種類 |
|---------------------------|--------------------------------------|------------|-------------------|
| 社会福祉法人和 倉吉市福庭町一丁目365-2 | ボン・シヤンス（分場もなみを含む。） 倉吉市福庭町一丁目365-2 | 平成23年2月28日 | 知的障害者通所授産施設 支援 |

鳥取県告示第111号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町岩立字榭水高原4の43から4の45まで、4の48、12の221から12の223まで、12の226
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
高路第二地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱21号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱21号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|--------------------|-----------|
| 鳥取市高路字宮向1514 | 1号 |
| 鳥取市高路字宮向883 | 2号、3号及び4号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元881 | 5号及び6号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元879-2 | 7号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元877 | 8号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元875 | 9号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元274-2地先道路 | 10号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元277 | 11号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元281-3地先道路 | 12号 |

| | |
|---------------------|-----|
| 鳥取市高路字滝ノ元284-3 | 13号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元294 | 14号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元287-1 | 15号 |
| 鳥取市高路字滝ノ元297-2 地先道路 | 16号 |
| 鳥取市高路字村中下分ノ式443-4 | 17号 |
| 鳥取市高路字村中下分ノ式442 | 18号 |
| 鳥取市高路字宮向303-6 | 19号 |
| 鳥取市高路字宮向304-4 地先道路 | 20号 |
| 鳥取市高路字宮向311 | 21号 |

鳥取県告示第113号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月4日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|--------------|---------------|
| 社会福祉法人 和 | 倉吉市福庭町 一丁目365-2 | ボン・チャンス | 倉吉市福庭町一丁目 365-2 | 就労継続支援B 型 | 平成23年3 月1日 |

鳥取県告示第114号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月4日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------|------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------|
| 社会福祉法人 祥和会 | 西伯郡南部町 福成3293 | わかとり作業所 | 西伯郡南部町福成 3292-1 | 就労移行支援、 就労継続支援B 型 | 平成23年3 月1日 |
| 〃 | 〃 | 小竹の郷 | 西伯郡大山町小竹 1297-19 | 就労継続支援B 型 | 〃 |

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第4号**

平成23年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成 23 年 3 月 8 日 (火) 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないことについて
 - (2) その他